

倉敷市立倉敷翔南高等学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校生徒の中には、中学校までに不登校を経験した生徒や、人間関係に不安を抱えている生徒、集団の中で自分を表現することが苦手な生徒など、様々な悩みを持った生徒がいる。また、他人のことを深く考えず、軽はずみな言動からトラブルになることがある。さらに、現在ほとんどの生徒が、スマートフォンを所持しており、LINEなどのSNS等によるトラブルが増加している。他人を大切に思う気持ちを育てるとともに、情報モラルを身に付ける必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ問題対策委員会には、生徒課長以外にも教育相談室長、年次の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。保護者に対し、必要な情報を提供し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・ストレスチェックを実施し、カウンセリングウィークとの連動、スクールカウンセラーとの面談設定等を行うとともに、得られた情報について教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・教育相談の教職員研修を実施し、生徒の状況把握に努める。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各年次で生徒に対して情報モラルに関する指導を計画的に実施する。
 - ・ライフスキルトレーニングや総合的な探究の時間等の活動を通し、対人関係スキルを身に付けさせる。
 - ・翔南授業ルールを周知し、一人一人を大切にしたい分ける授業の推進による自己肯定感の向上を目指す。
 - ・正しい知識を有し人権に関する知的理解を深めることを目指す。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての情報を保護者へ提供する。
- ・年次通信等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ問題対策委員会

- 〈いじめ問題対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として、相談窓口、発生した事案への対応を行う。
- 〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉
- ・年2回学期ごと
- 〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急時には朝礼で伝達。
- 〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
 - ・校内 校長、教頭、生徒課長、教育相談室長、年次主任、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・市教育委員会
- ・県教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視
- ・専門スタッフの派遣

〈学校側の窓口〉

- ・校長、教頭

〈連携機関名〉

- ・児島警察署

〈連携の内容〉

- ・防犯教育の実施
- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)・教職員の指導力向上、傾聴力向上のための研修会を行う。

(居場所づくり)・ライフスキルトレーニングや総合的な探究の時間の活動等を通し、人間関係づくりを行う。また、日頃の授業や学校行事で、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けさせるための情報モラルに関する指導を行う。

(人権LHR)・全校集会において人権についての講話を行う。

(感染症対策) 感染症に関する正しい知識を伝え、理解不足や根拠のない思い込みからプライバシーの侵害・誹謗・中傷等、人権を侵害することにつながらないよう、冷静な行動をとるよう指導する。

② 早期発見

(実態把握)・生徒の実態把握のためのアンケートを実施し、年4回のカウンセリングウィークを設定することで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を設置するとともに、必要に応じて警察や関係機関への相談・報告を行う。

(いじめられた生徒への支援)・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を守ることを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた生徒への指導)・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切な毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

- ・関係生徒(加害・被害)とスクールカウンセラーとの面談、本人が難しい場合は担任との面談を設定する。

倉敷市立倉敷翔南高等学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和7年度

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○いじめ対策委員会 ・基本方針、年間計画の確認 ○職員会議 ・基本方針、年間計画の確認	○STEP 集団づくり ○新入生歓迎会 集団づくり ○LHR ・SNS・携帯電話の利用上の注意	○スクールカウンセラーによる相談 ○カウンセリングウィーク ○ストレスチェック ○新年度長欠調査	○発生事案への対処(随時) ○スクールカウンセラーとの面談設定
5月		○人権教育LHR ○STEP コミュニケーショントレーニング	○スクールカウンセラーによる相談	
6月	○PTA役員会・総会 ・基本方針、年間計画の確認 ○教職員研修	○生徒総会 ○いじめ防止 LHR ○性教育LHR ○STEP コミュニケーショントレーニング	○スクールカウンセラーによる相談 ○ストレスチェック ○いじめ把握アンケート ○カウンセリングウィーク	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒課・当該年次)
7月		○STEP コミュニケーショントレーニング ○全校集会 SNS の利用上の注意	○スクールカウンセラーによる相談 ○保護者懇談	
8月		○全校集会 翔南祭に向けた諸注意	○スクールカウンセラーによる相談 ○カウンセリングウィーク ○夏季休業明けの長欠調査	
9月	○人権教育校内研修会	○修学旅行 集団づくり(2年次) ○教育相談研修	○スクールカウンセラーによる相談	
10月		○オープンクラスウィーク	○スクールカウンセラーによる相談 ○後期授業開始後の長欠調査	
11月		○翔南祭 集団づくり ○STEP コミュニケーショントレーニング	○スクールカウンセラーによる相談	
12月		○STEP コミュニケーショントレーニング ○全校集会 ・SNS の利用上の注意 ○いじめ防止 LHR	○スクールカウンセラーによる相談	
1月	○教職員研修	○STEP コミュニケーショントレーニング ○人権LHR	○スクールカウンセラーによる相談 ○いじめ把握アンケート ○カウンセリングウィーク ○冬季休業明けの長欠調査	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生徒課・当該年次)
2月			○スクールカウンセラーによる相談 ○ライフスキルアンケート	
3月	○いじめ対策委員会	○全校集会 ・SNS の利用上の注意 ○入学予定者説明会 ・スマホ・SNS の利用上の注意	○スクールカウンセラーによる相談	